平成２８年（フ）第８８３号
福岡市博多区光丘町１丁目３番19―105号
破産者　横尾　隆児
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１２３号
横浜市旭区川井本町１番地32
破産者　湾岸ホーム株式会社
1　決定年月日　平成29年５月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６３７号
北九州市門司区黄金町４番13号
破産者　山崎　保典
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０１号
埼玉県児玉郡上里町大字長浜935番地８
破産者　下田　由紀
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１９４号
静岡県裾野市千福が丘３丁目13番16、開始決定時の住所静岡県沼津市上香貫三園町1387番地
破産者　深沢　照子
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１９５号
静岡県裾野市千福が丘３丁目13番16、開始決定時の住所静岡県沼津市下香貫木ノ宮866番地
破産者　深沢　聖美
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４５６７号
大阪府枚方市星丘２丁目43番９号、開始決定時大阪府守口市大久保町４丁目４番18号
破産者　宮地　広次
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６４６号
大阪市平野区平野南２丁目４番８号、事業所所在地大阪市平野区長吉長原２丁目１番１号
破産者　加藤歯科こと　加藤　直樹
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７６０号
大阪市生野区桃谷４丁目１番14号
破産者　岩本　光史
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４４号
大阪市東成区深江南１丁目４番18号、開始決定時大阪市東成区深江南３丁目６番14号　シャーメゾン深江南　103号
破産者　石川　　力
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０１８号
大阪府守口市寺方錦通４丁目５番３－104号、事業所所在地大阪府守口市寺方錦通３－１－16
破産者　錦園芸こと　眞田吉多加
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５６８号
神戸市中央区日暮通３丁目２番３号　ハイツ中村502号、従前の住所神戸市中央区山本通５丁目１番６号　ベルコート相楽園303号・神戸市中央区栄町通３丁目４番10号　702号室
破産者　入口　政廣
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番36―104号、開始決定時北九州市小倉南区徳吉西１丁目14番２号（101）
破産者　大野　英樹
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３８号
熊本市東区長嶺南４丁目１番38―308号、前住所熊本市東区昭和町10番26号
破産者　山下　重則
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３３９号
熊本市東区長嶺南４丁目１番38―308号、前住所熊本市東区昭和町10番26号
破産者　山下ヨシエ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４２５号
熊本市南区鳶町２丁目５番40号　ディアス98　202
破産者　村上　典勝
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係